

IEEJ 温暖化ニュース

Vol. 2

2003 年 10 月 ~ 12 月

財団法人 日本エネルギー経済研究所
第二研究部 環境グループ

2005 年 1 月から開始される欧州域内排出量取引制度に向けた欧州各国の動きが活発化しつつあります。これまで、各国が独自に実施してきた温暖化対策も、今回の英国やオランダ、ノルウェーの動向からもわかるように、何らかの軌道修正が必要であり、その準備を着々と進めているように見受けられます。ただし、当該制度が本当にスケジュール通りに開始されるのか、制度内容の調整があるのかは、引き続き各国の動向に留意する必要があります。

一方で、COP9 は特に大きな混乱もなく閉幕しましたが、途上国への対応やロシアの批准問題など、京都議定書がもつ短期・長期的な課題の存在を改めて認識させられたともいえるでしょう。

(今回は、2003 年 10 月から 12 月の間に、海外における温暖化問題に関連するニュースの中での新しい動きや注目すべきポイント、我が国の中央省庁で行われた審議会の内容等を中心に紹介します。)

環境グループ・マネージャー
工藤拓毅

目次

1. 欧州 排出量取引制度
2. ノルウェー 電力税
3. 英国 気候変動税
4. オランダ JI
5. 気候変動枠組み条約 締約国会議
6. 日本 温暖化関連の審議会

1 . 欧州

1 - 1 . 排出量取引制度 (欧州排出量取引の行方はいまだ不透明)

2003 年 10 月 25 日、欧州温室効果ガス排出量取引指令が発効した (出所 1)。これにより 2005 年 1 月からの欧州域内の排出量取引開始が確定した。

一方で同制度では、京都メカニズム (共同実施 : JI、クリーン開発メカニズム : CDM) による排出量クレジット (ERU、CER) を欧州排出量取引の排出枠に変換する「リンキング指令案」(出所 2) が去る 7 月に出されている。これは企業の投資リスクに直接関わることであり、リンキングの実施時期 (京都議定書第一約束期間よりも前から実施するか否か) や、京都議定書が発効しない場合の排出量クレジットの取り扱い、リンク量の上限など、注目度が極めて高いが、12 月にようやく閣僚理事会での議論がスタートしたばかりであり、決定されるにはまだ時間がかかる (出所 3)。また、2003 年 12 月末までに整備することが義務づけられていた各加盟国の関連国内法も、期限内に完了した国が 15 カ国中で 4 カ国しかない (出所 4)。さらに、2004 年 3 月までに策定しなければならない各国の国家割当計画も、12 月現在でどの国も完成していない (出所 5)。

実施することは決まっているが、実施に必要な環境整備が未だ不透明な同制度は、開始まで残り 1 年を切り、十分な準備ができないまま強行実施を余儀なくされる状況に陥りつつある。

(文責 石坂匡史)

(出所 1)

- ・ 指令正式文書, 2003 年 10 月 25 日

http://europa.eu.int/eur-lex/pri/en/oj/dat/2003/l_275/l_27520031025en00320046.pdf

(出所 2)

- ・ リンキング指令案全文, 2003 年 7 月 23 日 (前号の再掲)

http://europa.eu.int/eur-lex/en/com/pdf/2003/com2003_0403en01.pdf

(出所 3)

- ・ 欧州環境閣僚理事会, 2003 年 12 月 22 日

<http://ue.eu.int/newsroom/makeFrame.asp?MAX=1&BID=89&DID=78524&LANG=1&File=/pressData/en/envir/78524.pdf&Picture=0>

- ・ Point Carbon:欧州議会の動向, 2003 年 12 月 12 日

<http://www.pointcarbon.com/article.php?articleID=2952&categoryID=147>

(出所 4)

- ・ Point Carbon:国内法整備の動向, 2003 年 12 月 18 日

<http://www.pointcarbon.com/article.php?articleID=3001&categoryID=147>

(出所 5)

- ・ 欧州委員会:国家割当計画作成状況, 2003 年 12 月 15 日

http://europa.eu.int/comm/environment/climat/nap_progress.pdf

2 . ノルウェー

2 - 1 . 電力税 (新電力税の導入を保留)

ノルウェー政府は2004年度の予算案で、経済対策の要として減税政策を打ち出している。この減税政策は、2005年に終了する現議会期間において全体で310億ノルウェー・クローネ(約4,821億円)という規模である(総歳入は2001年で約6,607億ノルウェー・クローネ)。既に194億ノルウェー・クローネ(約3,017億円)分の減税は実行されているが、2004年度の予算案においては減税できる余地があまりないようである。今回の提案では、約5億ノルウェー・クローネ(約77億7,500万円)の減税見込みとなる公共輸送部門への付加価値税(VAT)の6%への減税などが織り込まれている(出所1)。

また、歳出面では環境対策に力を入れており、ガス火力発電所の炭素固定に関連する研究に5,000万ノルウェー・クローネ(約7億7,750万円)を当てている。省エネルギー、再生可能エネルギーや天然ガス利用を促進するための政府機関Enovaへの拠出金も増額され6億ノルウェー・クローネ(約93億3,000万円)となる。また、水、エネルギー、農業、および生物多様性のプロジェクトに、今後2年間でさらに3億7,500万ノルウェー・クローネ(約58億3,100万円)の支出が盛り込まれている(出所1, 2)。

このような財政政策の中で、全産業部門と公共部門に対する電力税が2004年1月1日から一時的に免除になった。また、産業部門に対する新しい電力税制の2004年7月1日からの導入が保留された。この新電力税制には、電力消費抑制と環境に優しいエネルギーの利用を促す目的と、電力多消費産業へのノルウェーのゼロ税制に対し、EUが法的措置に踏み切る前に手を打っておくという目的がある(出所2)。

新電力税制の導入が保留となった背景には、欧州排出量取引(EUETS)の導入を前にして、国内の排出セクターに排出量の割り当てがなされるためだと考えられる。

(文責 伊藤弘和)

(出所 1)

- ・ ノルウェー財務省ホームページ、2003 年 10 月 8 日

<http://www.statsbudsjett.no/2004/english.asp>

(出所 2)

- ・ エコロジーエクスプレス、2003 年 10 月 14 日

“ ノルウェー、論議を呼んでいるエネルギー税を廃止する方向に-効率性を促す新税制度の導入を前に、全生産部門が電力税を免除される ”

3 . 英国

3 - 1 . 気候変動税 (EU 排出量取引制度導入後も継続)

英国の 2004 年から 2005 年の事前予算報告書によれば、英国が導入している気候変動税 (CCL) の減税措置 (協定による温室効果ガス排出もしくはエネルギー消費削減の目標を達成した場合には 80% の減税) を EU 排出量取引制度対象施設に対しても適用する見込みであるとしている。2005 年から導入される EU 排出量取引制度の対象となる施設が既に気候変動協定を締結している場合、英国の気候変動税を理由に EU 排出量取引制度からの除外 (オプトアウト) を選択できる。企業が 80% の減税を目的に、EU 排出量取引制度からのオプトアウトを選択することで EU 排出量取引制度が正常に機能しないことを懸念した英国政府の対応である。しかしながら今回の減税措置は、EU 保護政策規則 (EU State Aid Rules : 自国に有利となるような減税等の保護政策の禁止) に抵触する可能性が指摘されている (出所 1)。

今回の英国政府の措置は、EU 排出量取引制度導入後も気候変動税を継続することを意味している。EU 排出量取引制度が導入されると、気候変動税と EU 排出枠との二重規制対象者が発生し、これをどのように回避するかは重要なポイントである。EU State Aid Rules に抵触する可能性も指摘されているように、今後も減税措置を継続するのか、気候変動税の見直し (特に対象者) を行うのか等、英国政府の対応が注目される。

(文責 佐々木宏一)

(出所 1)

- ・ Point Carbon 2003 年 12 月 11 日
“UK TAX BREAK TO PREVENT EXODUS FROM EU ETS”
<http://www.pointcarbon.com/article.php?articleID=2947&categoryID=147>

4 . オランダ

4 - 1 . JI (3 回目の JI 入札実施、当初予定下回る結果)

オランダの共同実施 (JI : Joint Implementation) に関する入札制度 (Emission Reduction

Unit Procurement Tender : ERUPT) において、第 3 回目の入札が実施され、経済移行国ではない国としてはじめてニュージーランドがホスト国となる風力発電プロジェクトが選定された。これにより同国は、旧東欧諸国、ニュージーランドから合計で 260 万トン(二酸化炭素換算)を購入(クレジット価格平均 5.5 ユーロ/t CO₂)する見通しとなった(出所 1)。

当初購入予定であった 850 万トンを下回る結果となったが、これはホスト国からの承認文書を得られていないプロジェクトがあった(ロシア含む)ほか、EU の排出量取引制度の開始によって対象プロジェクトが減ったことによる。応札したプロジェクトは計 30 件、ホスト国はブルガリア、ハンガリー、ルーマニア、エストニア、そしてニュージーランドで、対象技術は水力、バイオマス、風力等による(出所 1, 2)。また同国は、JI 入札としては最後となる ERUPT4 を 2004 年前半に実施する予定である(出所 3)。次回で ERUPT 制度が打ち切りとなる背景には、2005 年 1 月からの開始が確定している欧州域内の排出量取引制度で、EU 加盟国の同制度対象サイトにおける JI の実施について、2004 年 12 月 31 日までに承認された JI プロジェクト以外はその実施を認めないとされているためである(出所 4)。

オランダは、京都議定書の目標を達成するための排出削減の半分に相当する約 2,500 万トンを JI と CDM によって獲得するとしている(出所 5)が、今回の ERUPT3 において、ニュージーランド、ロシアなど旧東欧諸国以外の国との結びつきを強める動きを見せている背景には、EU 域内の排出量取引制度実施による影響があると考えられる。

(文責 斎藤晃太郎)

(出所 1)

- ・ オランダ政府機関 SENTER、2003 年 12 月 16 日プレスリリース

<http://www.senter.nl/asp/page.asp?id=i001507&alias=erupt>

(出所 2)

- ・ Point Carbon、2003 年 12 月 16 日

<http://www.pointcarbon.com/article.php?articleID=2979&categoryID=147>

(出所 3)

- ・ オランダ政府機関 SENTER、ERUPT4 の Web サイト

<http://www.senter.nl/asp/page.asp?id=i001493&alias=erupt>

(出所 4)

- ・ リンキング指令案全文、2003 年 7 月 23 日

http://europa.eu.int/eur-lex/en/com/pdf/2003/com2003_0403en01.pdf

(出所 5)

- ・ オランダ、第 3 次国別報告書、2001 年 11 月 23 日

<http://unfccc.int/resource/docs/natc/netnc3.pdf>

5 . 気候変動枠組み条約

5 - 1 . 締約国会議 (第 9 回会合 吸収源 CDM の細則決定、京都議定書の発効は不透明)

去る 2003 年 12 月 1 日から 12 日に、国連気候変動枠組条約第 9 回締約国会議が、イタリアのミラノで開催された。会議は、ロシアの京都議定書批准に関する見通しの不確かさの中で、途上国向け資金援助に関する結論が次回会合へ持ち越されたものの、全体としては粛々と進行し、次回開催予定国をアルゼンチンと決定し閉幕した。(出所 1)。今回の会合の開催に時期をあわせるように、ロシア高官が「プーチン大統領は議定書を批准しない」と発言したという報道がなされ、その後も他の高官が異論を出すなど、ロシアの見解に関する報道が二転三転した。ロシアは、世界貿易機構 (WTO : World Trade Organization) への加盟交渉において、京都議定書の批准をその取引材料としているとの見方がある (出所 2) ように、同国は京都議定書や他の国際的取り決めの制限や恩恵を考慮し、自国の利益がより大きくなるような意思決定を行うと考えられる。

今回の締約国会議では、京都議定書上の柔軟的措置 (共同実施 : JI、クリーン開発メカニズム : CDM) のルールの中でこれまで積み残しとされてきた CDM における吸収源プロジェクトの細則が採択され、事業化のための環境が整えられたと評価されている (出所 3, 4)。しかし、具体的なプロジェクト実施にあたっては、方法論や環境影響等に関する評価がどうなるか不確実な点が多々残されており、引き続きその検討内容に留意していく必要がある。

(文責 斎藤晃太郎)

(出所 1)

- ・ Reuters 記事 COP9 閉幕、2003 年 12 月 16 日

<http://www.planetark.com/dailynewsstory.cfm?newsid=23129&newsdate=16-Dec-2003>

(出所 2)

- ・ Bloomberg 記事 ロシアの京都議定書批准と WTO 加盟の関係、2003 年 12 月 10 日

<http://quote.bloomberg.com/apps/news?pid=10000085&sid=a1pC0IIosurc&refer=europe>

(出所 3)

- ・ 林野庁、COP9 概要と評価、2003 年 12 月 15 日

<http://www.rinya.maff.go.jp/puresu/h15-12gatu/1215cdm.htm>

(出所 4)

- ・ 林野庁、COP9 で決定した CDM 植林に関する実施ルール、2003 年 12 月 15 日

<http://www.rinya.maff.go.jp/puresu/h15-12gatu/1215b1.pdf>

6 . 日本

6 - 1 . 審議会（エネルギー需給見通しの見直し）

資源エネルギー庁の総合資源エネルギー調査会では、エネルギー・環境問題を巡る内外情勢に構造的な変化が生じてきているとして、需給部会と省エネルギー部会において、2030年までのエネルギー需給見通しと施策のあり方について検討を進め、2004年6月を目途に中間とりまとめを行う予定である（第1回需給部会：2004年12月8日、第2回需給部会：2004年12月25日、第1回省エネルギー部会：12月25日 開催）。

主な検討項目として、以下の4点が挙げられている。

中東情勢の変化、エネルギー需要大国としての中国及び供給大国としてのロシアの台頭などの国際政治・経済情勢を視野に入れた我が国のエネルギー・環境政策の在り方。

地球温暖化問題を巡る各国の動向、燃料電池などエネルギー・環境分野での新技術の開発・導入に向けた各国のエネルギー・環境戦略などを踏まえた政策の在り方。

少子高齢化や経済の成熟化等が我が国経済社会に与える影響とそのエネルギー・環境政策上の意義。

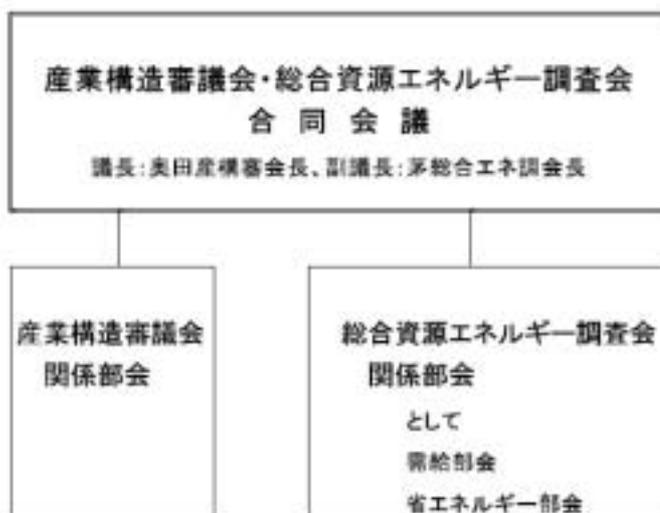
経済の活性化という観点からのエネルギー・環境政策の在り方、エネルギー・環境分野における技術革新や新規産業の創出の方向性等。

さらに、産業構造審議会と総合資源エネルギー調査会との合同会議を実施し、総合的・体系的なエネルギー・環境政策の確立を目指している（出所 1, 2, 3）

2030年に向けてどのような社会を描き、その社会を支えるエネルギーをどのように考えてゆくかがポイントとなる。また、至近端の2010年の具体的政策も注目であり、特に原子力をどこまで踏み込むか、活発な議論となりそうである。

検討体制

（文責 佐々木宏一）



※必要に応じて部会・小委員会等を設置。

(出所 1)

- ・ 経済産業省 審議会・研究会
“ 総合資源エネルギー調査会 需給部会 第 1 回 配付資料 ”

<http://www.meti.go.jp/report/committee/index.html>

(出所 2)

- ・ 経済産業省 審議会・研究会
“ 総合資源エネルギー調査会 需給部会 第 2 回 配付資料 ”

<http://www.meti.go.jp/report/committee/index.html>

(出所 3)

- ・ 経済産業省 審議会・研究会
“ 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー部会 第 1 回 配付資料 ”

<http://www.meti.go.jp/report/committee/index.html>

お問合せ先: ieej-info@tky.iej.or.jp